

兵庫県社会福祉法人経営者協議会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、兵庫県社会福祉法人経営者協議会と称し、事務所を神戸市中央区坂口通2丁目1番1号兵庫県社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人にかかわる基本的課題を調査検討し、かつその実践をはかり広く成果を関係者に供し、社会福祉法人の社会的評価を高めるとともに、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人の基盤確立のための調査、研究
- (2) 社会福祉法人の育成強化に関する活動
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 会員に対する経営、財務、労務等諸問題に関する相談事業
- (5) 社会福祉全般の増進に必要な事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、兵庫県内に事務所を有する社会福祉法人等もしくは県内で社会福祉事業を営む社会福祉法人等を代表する理事長、もしくは代行しうる役員とする。

2 会員は、本会の趣旨に賛同し所定の入会申込みをしたもので、理事会で承認されたものとする。

(会 費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が退会し、または除名された場合には、既に納入された会費は返還しない。

(退 会)

第6条 会員は、本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に所定の文書をもってその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第 7 条 会員が、会員たる義務に反し、名誉を毀損したときは、総会の議決を経て、除名することができる。

第 3 章 役 員

(定 数)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 副会長 4 名
- (2) 理 事 20 名以内
- (3) 監 事 3 名以内

(選 任)

第 9 条 会長、副会長は、理事会において互選する。

- 2 理事は、総会において、会員の中から選任する。
- 3 監事は、総会において、選任する。

(職 務)

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会の議決した業務を執行する。
- 4 監事は、本会の事業ならびに会計を監査し、総会に報告する。

(任 期)

第 11 条 本会の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理 事 会)

第 12 条 理事会は、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案、及び予算の執行に関する事項
- (2) 総会に附議する事項
- (3) 会員の資格審査に関する事項

- 2 理事会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長があたる。

(専 門 委 員 会 ・ 運 営 委 員 会)

第 13 条 本会には、必要に応じて、専門委員会並びに運営委員会を設置することができる。

(顧問・相談役)

第14条 本会には、顧問並びに相談役をおくことができる。

2 顧問並びに相談役は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第4章 総 会

(総 会)

第15条 本会に、会員総会をおく。

2 総会は、会員をもって、構成する。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および予算に関する事項

(2) 事業報告および決算に関する事項

(3) 規程の制定および改廃に関する事項

(4) その他会長が附議した事項

4 総会は毎年1回以上会長がこれを招集する。

5 会長は、会員の3分の1以上から、会議の附議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その要求のあった日から3週間以内にこれを招集しなければならない。

6 総会は、会員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。

7 総会の議事は、この会則に別掲の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

9 総会の議長は、その都度、会員の互選とする。

第5章 会 計

(会 計)

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第18条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

第7章 雑 則

(全国組織との関係)

第19条 本会は、全国社会福祉法人経営者協議会の支部的性格をもち、協同で事業を進める。

よって、本会へ入会する際は、同時に全国社会福祉法人経営者協議会へ入会するものとする。

附 則

- 1 この会則は、昭和56年12月7日から施行する。
- 2 この会則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成元年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成7年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 7 この会則は、平成19年4月1日から施行する。
- 8 この会則は、平成23年1月17日から施行する。
- 9 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 10 この会則は、平成25年5月15日から施行する。
- 11 この会則は、平成27年5月12日から施行する。